

「きよすイルミ2026」プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、清洲城の集客力の向上及び賑わいの創出を目的として、清須市と清須市商工会が共催で清洲城周辺でのイルミネーションを実施する。

イルミネーションを実施するにあたり、専門的な知見と実績を有する事業者に業務を委託する。

ついては、この実施要領により、「きよすイルミ2026」プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の内容

業務名	きよすイルミ2026
契約期間	契約締結日（令和8年7月13日）から令和9年1月9日まで（予定）
業務内容	① イルミネーション企画業務（企画検討、LED電球等資材選定・調達） ② イルミネーション開催業務（演出施工、設置解体施工、保守管理） ※ イルミネーションの演出デザイン及びプログラムに係る企画提案、市が決定した企画内容に即した資材の調達から設置解体施工及び保守管理までを一括して委託する。これにより、場に即した効果的な演出を実現するとともに、効率的な業務の推進を図る。（詳細は別添仕様書のとおり。）
提案上限額の目安	12,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） ※ 上記の額は、市予算額と商工会予算額の合算額。市との契約とは別に清須市商工会とも契約が必要。金額の振り分けは、事業者選定後に個別調整予定。

3 業務委託の方法

業務実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者に選定された1者と業務仕様及び契約金額を提案上限額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

なお、応募者が1者の場合であってもプロポーザル審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者と協議の上、委託契約を締結する。

4 参加資格

プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止及び「清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年5月24日付け清須市長・西枇杷島警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者。
- (4) 仕様書に定める業務を遂行するために必要とされる知識・経験を有する者を当該事務に従事させることができる者。

5 参加の手続き

(1) 基本事項

提出書類	期限	提出先	方法
参加申込書兼誓約書	令和8年6月2日(火) 午後5時【必着】	清須市役所 産業課 (「12 問合せ 先」参照)	持参 郵送 電子メール
提出書類の内、参加申込書兼誓約書以外の書類	令和8年6月12日(金) 午後5時【必着】		持参 郵送




提出書類の名称		規格	提出部数	注意事項
参加申込書兼誓約書	様式1	A4	1部	①
会社概要書	様式2			
企画提案書	※		8部	②・③
業務実施担当者調書	様式3			②・④
業務実績調書	様式4			②・⑤
参考見積書	任意			②・⑥・⑦

※ 1者につき1案とし、「(2) 企画提案書の内容」に沿って記載すること。

【注意事項】

- ① 電子メールで提出した場合は、6月12日までに原本を持参又は郵送で提出すること。
- ② 企画提案書、様式3・4及び参考見積書の提出部数は9部（正1部・副8部）とし、副本は、社名・社印・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。
- ③ 「(2) 企画提案書の内容」に沿って、A4サイズ・横長レイアウトで24ページ以内（両面印刷の場合12枚以内）にまとめること。（表紙、目次を含む。）
- ④ 本業務の実施責任者及び担当者について記載すること。
- ⑤ 令和3年度以降の過去5年以内における「公共空間、商業施設及び文化施設でのイルミネーション業務」に係る受託実績について、主なものを5件以内で記載すること。なお、受託実績を確認するため、契約書等（業務名・発注者・受注者が分かるページのみで可）の写しを添付すること。
- ⑥ 業務の項目別（仕様書の「4 業務内容」の項目を参照）の詳細な見積金額（税抜き）を添付すること。なお、正本のみ社印を押印すること。
- ⑦ 本委託業務は、清須市と清須市商工会の共催事業として実施するものである。市商工会の参画趣旨は、地域振興の一翼を担いつつ、会員事業者にも下請け等での業務受注があることへの期待である。ついては、見積作成にあたっては、会員事業者への下請け発注を幅広く確保できることが望ましいことに留意されたい。

(2) 企画提案書の内容

項目	提案内容
イルミネーションの演出方針・手法	<p>仕様書を参照し、市が示すテーマに応じたイルミネーションの演出方針及び手法を記載すること。</p> <p>なお、調達する電球等の資材は、リースを原則とするが、清須市及び清須市商工会が保有する桜色電球等（約 100,000 球）も併せて装飾することが前提であるため、本業務のために調達する電球等の資材との一体的な活用を想定されたい。</p>
	 <p>【参考】令和7年度ポスター</p>
スケジュール	業務の実施スケジュールを簡潔に記載すること。
課題認識	清洲城周辺でイルミネーションを開催する上での課題について記載すること。
業務推進上の重要事項の指摘	イルミネーション事業を清洲城の誘客力向上に資する事業にする上での重要事項について記載すること。
特定テーマ①(※)	<p>清洲城らしさの演出で他のイルミネーションと差別化し、かつ過去2年間のプロジェクションマッピングにとらわれない演出アイデアを記載すること。</p> <p>(例) 清洲城炎上→豪華に再建築等</p>
特定テーマ②(※)	<p>イルミネーション会場を訪れた方が、入城するようなアイデアを記載すること。</p> <p>(例) 天主閣内アートアクアリウムの設置、体験型イルミ、フォトスポットの設置等</p>

※ 特定テーマ①又は②で、再生可能エネルギーの活用を想定した提案に言及することが望ましい。

(3) 提出書類の取扱い等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 採用となった企画提案書については、行政文書の情報公開対象となる。
なお、不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、提案者にとって不利益が生じないように、対象事業者と協議した上で、清須市が対応する。
- ③ 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ④ 市が提出書類を受理した後は、追加資料の提出や資料修正を認めない。ただし、清須市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 参加申込書兼誓約書（様式1）を提出した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

(4) 辞退の手続き

参加申込書兼誓約書を提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、参加辞退届（様式6）に必要事項を記入、押印の上、令和8年6月12日（金）午後5時必着で、「12 問合せ先」へ郵送又は持参により提出すること。

6 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

清須市役所職員、清須市商工会会員及び清須市観光協会会員で構成する審査会において、プレゼンテーション方式によって次のように審査を行い、受託候補者を1者選定する。

なお、参加者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、上位3者以内に絞り込みを行った上で、プレゼンテーション審査の参加者を選定する。

日 時	令和8年6月26日（金）の午後1時～3時の時間帯（予定） ※ 参加者の参集・開始時間は、個別に通知
会 場	清須市役所 南館404中会議室（清須市須ヶ口1238番地）
実施方法	1者につき、持ち時間はプレゼンテーション及び質疑応答の合計で30分以内とする。（時間配分は参加者裁量） なお、事前に提出した企画提案書等に基づき説明をすることとし、新たな資料の提出は不可。 また、当日使用するプロジェクター、スクリーン、電源は清須市で用意するが、パソコンは参加者で準備すること。
説明者	業務実施担当者調書に記載された方のみ3名まで入室可
その他	プレゼンテーションの開始時間等については、令和8年6月18日（木）午後5時までに、参加者全員に電子メールで通知する。 なお、書類審査を実施した場合、その結果も併せて通知する。

(2) 審査基準

審査基準は以下のとおり。なお、応募者多数で事前の書類審査を実施する場合は「No.1～5」の項目で採点を行う。

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	業務従事者の実務経験・事業者の実施体制	経験、専任性の有無	40
2	事業者の実績 (令和3年度以降の5年間)	道路等の公的空間、商業施設及び文化施設での業務実績の有無	
3	見積書	積算の妥当性、業務細目単位での下請け外注可能業務の洗い出しの有無	
4	イルミネーションの演出方針・手法	妥当性、実現性、独創性	60
5	スケジュール	妥当性	
6	課題認識	妥当性	
7	重要事項の指摘	妥当性	
8	特定テーマ(①～②)に対する提案	期待感、実現性、独創性	
9	プレゼンテーション	プレゼンテーション・質疑応答における説明力、熱意	

7 審査結果

令和8年7月2日(木)までに、プレゼンテーションの参加者全員に、電子メールで通知する。

なお、審査内容・経過については公表しない。

また、結果に対する問い合わせ、異議申立ては一切受け付けない。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和8年6月2日(火)午後5時【必着】

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式5)に記入の上、「12 問合せ先」の担当宛てに電子メールにより提出すること(電子メール以外の方法は受け付けない。)

なお、件名は「きよすイルミ2026に関する質問」とし、提出の際に、「12 問合せ先」の担当者へ電話による受信確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

令和8年6月5日(金)に、質問者名を伏せて、質問内容と回答をプレゼンテーション参加者全員に、電子メールで通知する。

9 失格条項

参加者が次の事項に該当すると清須市が判断した場合は失格とする。

ただし、清須市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格がないと認められたとき。
- (2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しないとき。
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 参加申込書兼誓約書に申込者の記名・押印がないとき。
- (6) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出したとき。
- (7) 企画提案書を複数パターン提出したとき。
- (8) 審査時に説明用の追加資料等を提出したとき。
- (9) その他、本実施要領を遵守しないとき。

10 契約の締結（実施）

- (1) 受託候補者選定後、候補者は清須市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
 - ① 受託候補者が契約の締結を辞退したとき。
 - ② 契約締結時までに「4 参加資格」を欠いていることが判明したとき。
 - ③ 契約締結時までに「9 失格条項」に該当していることが判断したとき。
 - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。
 - ⑤ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき。
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては清須市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約にあたっては、受託候補者は参考見積書に記載している見積金額を基に、改めて見積書を提出すること。その際に、外注に出せる業務細目を明確にすること。
- (5) 清須市商工会予算との合算額を事業費の実質的な総額とするが、清須市商工会との契約業務に関しては、可能な限り清須市商工会の会員事業者を下請け事業者として選定すること。（(4)にいう外注に出せる業務細目の洗い出しは、(5)の下請け事業者に依頼できる業務を念頭に行うこと。）

11 スケジュール

日 程 (予 定)	項 目
令和8年5月25日(月)	公募開始(清須市役所ホームページ)
令和8年6月2日(火) 午後5時まで【必着】	参加申込書兼誓約書の提出期限 ※ 上記・質問書以外は6月12日(金)で可 質問書の提出期限 ※ 電子メールのみで受付。電話による受信確認を求める。
令和8年6月5日(金)	質問の回答 ※ 参加者全員に電子メールで通知。(質疑者氏名は非公開)
令和8年6月12日(金) 午後5時まで【必着】	企画提案書等応募書類の提出期限(辞退届の提出期限) ※ 持参・郵送により提出。(電子メール・ファックス不可)
令和8年6月18日(木)	プロポーザル審査会(プレゼンテーション)の開始時間等の通知 ※ 参加者全員に電子メールで通知。 ※ ただし、応募者多数の場合、プレゼンテーション審査への参加者は3者以内に絞る。(事務局による書類審査)
令和8年6月26日(金)	プロポーザル審査会(プレゼンテーション)の開催
令和8年7月2日(木)	選定結果の通知 ※ 庁内決裁が下り次第、プレゼンテーションの参加者全員に、電子メールで通知。

12 問合せ先

事務局	清須市役所 市民環境部 産業課 商工観光係(梶木)
所在地	〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地
電 話	052-400-2911(代表) (内線3952)
メールアドレス	sangyo@city.kiyosu.lg.jp